

令和5年9月6日
道路・交通計画部
道路計画課

「せたがや道づくりプラン」の改定の考え方について

1 主旨

区では、平成26年3月に道路の新設・拡幅整備に関する基本的な方針である「せたがや道づくりプラン（計画期間：平成26年度～令和5年度）」を策定した。その後、平成28年3月に「見直し版」を策定し、現在、これに基づき計画的な道路整備に取り組んでいる。

今般、現・道づくりプランの計画期間が令和5年度末で終了することから、改定の考え方について報告する。

2 改定にあたっての留意点

(1) 優先整備路線の着手状況

現・道づくりプランでは、優先整備路線（14路線、総延長約6km）を選定し、積極的に道路整備を推進してきたところであるが、コロナ禍や商業地等における用地取得に時間を要するなどの影響により、現時点における着手路線は4路線（約1km）、着手率は延長比で約2割である。

そのため、未着手路線の着実な事業化検討及び事業着手が必要となる。

(2) 次期事業化計画との整合性

現在、都市計画道路の整備は、東京都と特別区及び26市2町が協働で策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（計画期間：平成28年度～令和7年度）に基づき、都区市町の役割分担のもと事業化に取り組んでいる。

次期道づくりプランは、令和8年度からのスタートが想定される次期事業化計画で定める優先整備路線との整合を図ることにより、合理的で手戻りのない道づくりプランとする必要がある。

※平成26年3月に策定した道づくりプランでは、前道路整備方針（平成21年5月策定）の優先整備路線をそのまま引き継ぎ策定し、2年後、第四次事業化計画の優先整備路線との整合を図るため、見直し版を平成28年3月に作成している。

3 改定の考え方について

現・道づくりプランを延伸し、次期道づくりプランは、2年後に策定されることが想定される次期事業化計画の策定期と整合させた令和8年度を初年度とする方向で検討する。

また、①現・道づくりプランで未着手となっている優先整備路線の事業着手、②周辺道路の整備状況等様々な視点を踏まえた次期道づくりプランにおける優先整備路線の検討、③区独自の計画である主要生活道路については、優先整備路線選定の検討に加え、特に事業効果が高いと考えられる路線についての早期事業化を見据えた調査・検討、④各総合支所の地先道路整備計画策定の支援等、令和8年度の改定に向けた必要な作業について検討する。

4 全体スケジュール（イメージ）

